4　3の規定に従って要請が行われた場合には、仲裁裁判所の裁判長は、当該要請が受領された日の後四十五日以内に、両締約国に対し妥当な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。仲裁裁判所の裁判長は、当該決定を行う前に、自己の発意により両締約国に対し意見書の提出を要請することができ、又はいずれかの締約国の要請がある場合には両締約国に対し意見書の提出を要請するものとする。また、いずれかの締約国の要請があった場合には、仲裁裁判所の裁判長は、当該決定を行う前に、両締約国と会合し、各締約国に対しその会合において自国の意見について説明する機会を与える。仲裁裁判所の裁判長が決定する妥当な期間については、裁定が下された日から十二箇月を超えるべきではないことを指針とするが、特別の事情があるときは、より短い期間とし、又はより長い期間とすることができる。

第十九・十四条　実施に関する意見の相違

1　被申立国が前条1の規定を実施したか否かについて意見の相違がある場合には、当該意見の相違は、その解決のために再招集される仲裁裁判所の利用によって解決される。

2　申立国は、次の(a)又は(b)のいずれか早い時の後、被申立国に対し1に規定する仲裁裁判所の再招集を書面により要請することができる。

(a)　前条の規定に従って決定された妥当な期間が満了する時

(b)　前条1の規定を実施した旨の通報を被申立国が行った時

3　この条の規定に基づく仲裁裁判所の再招集の要請には、申立てに関する事実に係る根拠についての簡潔な要約（被申立国が前条1の規定を実施していないと申立国が認める理由を含む。）を付する。

4　1から3までの規定に従って申立国が要請を行った場合には、仲裁裁判所は、当該要請が受領された日の後十五日以内に再招集される。再招集された仲裁裁判所の手続の期間（仲裁裁判所の再招集の日から両締約国に対して裁定が下される日まで）は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、四箇月を超えないものとする。

5　再招集された仲裁裁判所は、自己に付託された問題の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

(a)　被申立国が前条1の規定を実施するためにとった措置についての事実関係

(b)　被申立国が前条1の規定を実施したか否か。

6　再招集された仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。

(a)　この条の規定の下で生ずる意見の相違についての事実に即した背景に関する説明部分

(b)　この条の規定の下で生ずる意見の相違についての事実関係、特に被申立国が前条1の規定を実施したか否かについての認定

(c)　(b)に規定する認定を行った理由

7　再招集された仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含めることができる。

(a)　この条の規定の下で生ずる意見の相違の解決のために必要な他の認定

(b)　いずれかの締約国の要請があった場合には、両締約国の考慮に付するための実施方法についての提案

8　再招集された仲裁裁判所は、両締約国が裁定案を検討することができるようにするため、第十九・九条7の規定に従って定める裁定を下す日の少なくとも三十日前に、6に定める要件を満たす裁定案を両締約国に提示する。いずれの締約国も、当該裁定案が提示された日の後十五日以内に、再招集された仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。再招集された仲裁裁判所は、当該裁定案に関する両締約国の意見についての分析を裁定に含める。

9　この条の規定に従って再招集される仲裁裁判所の付託事項、任務及び手続については、第十九・七条、第十九・八条（(b)の規定を除く。）、第十九・九条（6の規定を除く。）、第十九・十条、第十九・十一条（3の規定を除く。）及び第十九・十二条（2、3及び6の規定を除く。）の規定を準用する。

第十九・十五条　代償及び譲許の停止

1　被申立国は、次のいずれかの場合には、申立国の要請に基づき、相互に受け入れることができる代償を与えるため、申立国と協議を開始する。

(a)　被申立国が、申立国に対し、第十九・十三条の規定に従って決定された妥当な期間内に同条1の規定を実施することができないと認める旨の通報を行った場合

(b)　被申立国が、申立国に対し、第十九・十三条の規定に従って決定された妥当な期間内に同条1の規定を実施しなかった旨の通報を行った場合

(c)　再招集された仲裁裁判所が、前条の規定に従い、被申立国が第十九・十三条1の規定を実施しなかった旨の認定を行った場合

2　1の規定に従って行われた要請が受領された日の後二十日以内に相互に受け入れることができる代償について合意されなかった場合には、申立国は、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を書面により通報することができるものとし、その通報の日の後三十日を経過した後に当該譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。その停止の程度は、次の(a)及び(b)に定める要件を満たすものとする。

(a)　被申立国が第十九・十三条1の規定を実施しないことによる利益の無効化又は侵害の程度と同等の程度であること。

(b)　(a)に規定する利益の無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

3　2の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、申立国は、2に規定する譲許その他の義務を停止する権利を行使してはならない。

(a)　4又は5の規定に従い、譲許その他の義務に関し提案された停止の程度についての検討が行われている場合

(b)　被申立国が1に規定する通報又は認定の後第十九・十三条1の規定を実施した旨を申立国に通報し、かつ、被申立国が同条1の規定を実施したことについて申立国が同意を表明した場合

(c)　相互に合意する解決が得られた場合

4　申立国は、2の規定に従って行う通報において、自国が提案する譲許その他の義務の停止の程度を特定する。提案された停止の程度について被申立国が異議を唱える場合には、被申立国は、当該通報を受領した日の後三十日以内に申立国に対し協議の要請を行うことができる。申立国は、当該要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。この4の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、被申立国は、申立国に対し、書面により、当該問題を検討するために仲裁裁判所の再招集を要請することができる。

5　被申立国が4の規定に従って仲裁裁判所の再招集を求める旨の要請を行った場合には、仲裁裁判所は、当該要請が受領された日の後十五日以内に再招集されるものとし、その再招集の日の後四十五日以内に申立国が適用すべき停止の妥当な程度についての決定を含む裁定を下す。

6　2の規定に基づく譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、被申立国が第十九・十三条1の規定を実施したことが3(b)に定める方法により両締約国間で合意され、若しくは再招集された仲裁裁判所により9の規定に従って認定されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

7　被申立国は、申立国により譲許その他の義務を停止する権利がこの条の規定に従って行使された場合において、

(a)　申立国による譲許その他の義務の停止の程度が明らかに過大であると認めるときは、申立国に対し、書面により、この問題を検討するために仲裁裁判所の再招集を要請することができる。

(b)　自国が第十九・十三条1の規定を実施したと認めるときは、申立国に対し協議を要請することができる。申立国は、当該要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。この(b)の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、被申立国は、申立国に対し、書面により、当該問題を検討するために仲裁裁判所の再招集を要請することができる。